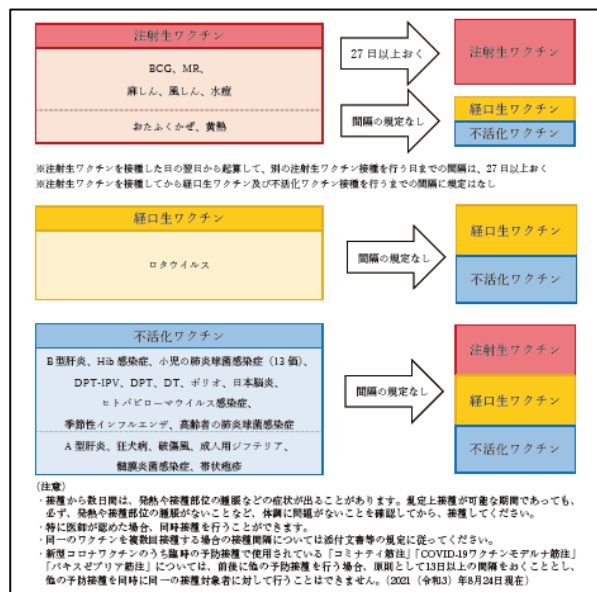
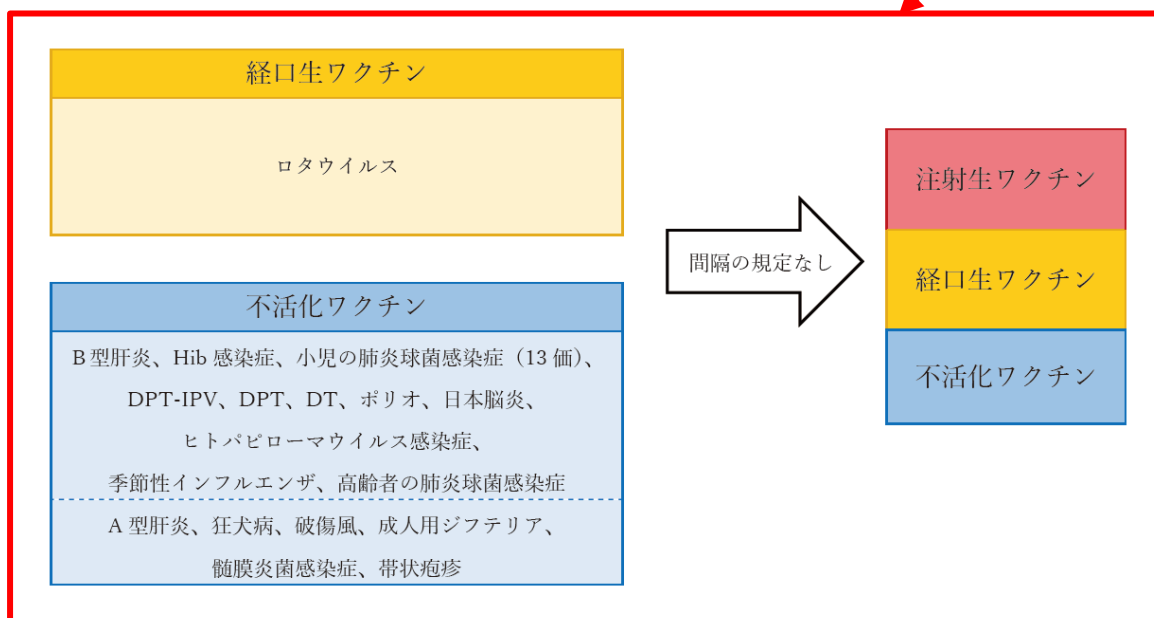
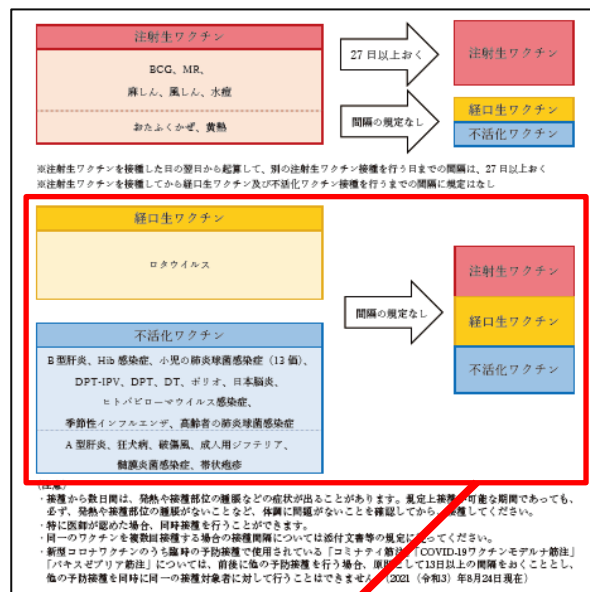


当財団発行「予防接種必携 令和3年度(2021)」65頁の「図7 予防接種の接種間隔」内、経口生ワクチンに関して注射生ワクチンとの接種間隔についての記載が漏れておりましたので、追加方よろしくお願ひ申し上げます。

### 修正前



### 修正後



※経口生ワクチンを接種した後、  
注射生ワクチンを接種する場合も間隔の規定はありません。

## 16 予防接種の実施の報告

市町村長は、定期接種を行ったときは、政令第7条の規定による報告を「地域保健・健康増進事業報告」(厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成)の作成要領に従って行う。

## 17 都道府県の麻しん及び風しん対策の会議への報告

「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、都道府県知事は、管内市町村長と連携し、管内における麻しん及び風しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん及び風しん対策の会議に速やかに報告する。

## 18 他の予防接種との関係

- (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン、乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン(任意接種)を接種した日から、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン、乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン(任意接種)の予防接種(同一種類のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。)を行うまでの間隔は、27日以上おく。
- (2) 2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種(混合ワクチンを使用する場合は、1つのワクチンと数え、同時接種としては扱わない。)は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。  
 なお、複数のワクチンを混合して同じ注射器内に入れて接種(混注)してはならない。  
 また、同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、それぞれのワクチンに定められた接種間隔を守る。

図7 予防接種の接種間隔

